令和７年

第８回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和７年８月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について(15 番山﨑　輝代委員、16 番高橋　宏委員)
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　６　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程　９　その他

○令和７年８月 26 日（火）　　９：00～
・第１回農地パトロール（１日目）
【浦佐・大巻・中之島地区】　　〈浦佐・大巻・中之島地区委員〉

○令和７年８月 27 日（水）　９：00～
・第１回農地パトロール（２日目）
【大崎・六日町・上田地区】　　〈大崎・六日町・上田地区委員〉

○令和７年８月 28 日（木）　　９：00～
・第１回農地パトロール（３日目）
【東・城内・石打地区】　　〈東・城内・石打地区委員〉

○令和７年８月 29 日（金）　　９：00～
・第１回農地パトロール（４日目）
【薮神・五十沢・塩沢地区】　　〈薮神・五十沢・塩沢地区委員〉

○令和７年９月 16 日（火）　　10：30～
・第 114 回常設審議委員会
【新潟市：ＪＡ新潟ビル】　　〈会長〉

○令和７年９月 25 日（木）　　９：00～
・第９回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫	６番	上村　　哲
７番	小林　憲一	８番	中俣　　渉	９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　　勉
		推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一			推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は２名である。

推 10 番　山岸　健一　　推 20 番　櫻井　　隆

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　それでは、令和７年第８回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 19 名、推進委員が 22 名で合計 41 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、15 番山﨑輝代委員、16 番高橋宏委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。３番樋口委員。

３番樋口委員　　８月 21 日に国民健康保険運営協議会がありまして、連絡事項がありましたのでご報告いたします。

前回は令和６年度の会計の集計ができていないということだったので、今回は決算報告が主となりました。先般、赤

字を埋めるために保険税率が改定されまして、これは病気になったり、けがをしたりというものを予測するのが難しいといった面もあるのですが、51億2,869万2,000円の収入に対して、50億7,544万1,000円の支出となりまして、差し引きして5,325万1,000円が令和7年度に繰り越しされました。端的に申し上げると、すれすれといった状態です。

市内の被保険者数・世帯数の推移のグラフをご覧いただくと分かるのですが、被保険者・加入世帯は年々右肩下がり、裏を返しますと、右肩上がりに国保税の税率を上げないとやっていけないという状況ということですので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、来年度については、今年の米の増収が見込まれ、少し期待をしているということですので、皆さんもたくさん収穫していただいて、保険料を納めていただきたいということです。

また、協議会のメンバーにお医者様がいらっしゃいまして、そちらからもいくつか連絡事項がありました。

内科医の先生からは下火傾向にはあるものの、新型コロナウイルスの感染者数がそこそこ多いということですので、数年前のようにマスク着用をお願いするのは難しいかもしれませんが、最低限手洗いとうがいをしていただきたいということでした。

歯科医の先生からは医師や関連の人材が不足している状況の中で、特に歯科技工士が少なくなって、「歯が痛い」となっても予約制でなかなか治療できないという状況が出てくることを想定して、かかりつけの歯科医をつくっていただいて、そこを受診していただきたいということです。飛び込みの歯科医だと、順番待ちでなかなか治療が受けられないということが十分に考えられます。

最後に、先ほども少し話題に上げましたが、密閉した空間だとやはり酸素濃度が下がるということですので、いくら暑くても２時間に１回など定期的に換気をしていただいたほうが新型コロナウイルスの感染率が下がるということでした。

以上、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、樋口委員、ありがとうございました。他にございますでしょうか。無いようでしたら、私の方から一つお願いいたします。

皆様のお手元に「生産現場の実感との整合性確保」という農林水産省の出した資料があると思います。先日の常設審議委員会の中で北陸農政局から説明があったのですが、ここに書いてある通りで、皆様も新聞等の報道でご存じと思いますが、現行の収穫量調査では1.70mmのふるいにかけて残ったものに関しての数量を計上していたところを、見直し後については、生産者の用いる1.80mm～1.90mm、県によって違いまして、新潟県だと1.85mmなのですが、そのふるいにかけて残った量に関しての数字を出すことを検討しているということです。また、従来の収穫量調査で利用していた規格での数字に関しては参考的に提供、等級ごとの数量についても、どの等級までかは分かりませんが、情報提供を検討するという話です。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降３件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第18条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。今月は４件です。
１番、市野江乙の田１筆、賃借人死亡による解約です。
２番、山崎新田の登記畑、現況田４筆、陸砂利採取のための解約で、後ほど５条申請があがってきます。
３番、美佐島の田８筆、借受人の都合による解約です。
４番、万条新田の田１筆、売買するための解約です。

（３）農地法の適用を受けない事実確認について
７ページをご覧ください。今月は４件です。
１番、上野の登記田、現況原野１筆、26 ㎡です。こちらは既に農地台帳に記載されておらず、過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料は１～２ページをご覧ください。現地は飯酒盃委員より確認いただき、７月 10 日に非農地証明書を発行しております。
２番、石打の登記畑、現況雑種地１筆、95 ㎡です。こちらは耕作条件が悪く、耕作放棄地化した土地で、農地でなくなった時期は平成の頃ということではありますが、詳細は不明であるということです。資料は３～４ページをご覧ください。現地は飯酒盃委員より確認いただき、７月 28 日に非農地証明書を発行しております。
３番、石打の登記田、現況雑種地４筆、1,473.63 ㎡です。こちらは道路建設用地買収の残地となり、耕作条件が悪く、耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは、平成４年６月 26 日とのことです。資料は５～６ページをご覧ください。現地は飯酒盃委員より確認いただき、８月１日に非農地証明書を発行しております。
４番、湯谷の登記田、現況宅地１筆、364 ㎡です。こちらは既に農地台帳に記載されておらず、過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料は７～８ページをご覧ください。現地は櫻井委員から確認いただき、８月４日に非農地証明書を発行しております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。２番田邉委員。

２番田邉委員　転用事実確認書の交付について、事業の完了日から証明書の交付までにタイムラグのある案件が多いですが、証明書の発行に関しては完了したと分かった時点で当事者の届出が無くとも事務局が確認して証明書を発行しているのか、それとも申請者からの任意の申請があったものに関して証明書を発行しているのか、どちらになるのでしょうか。

一之谷係長　転用事実確認書の交付についてですが、転用事業者の依頼があって、こちらの方から確認するものです。

議　　長　田邉委員。

２番田邉委員　ということは、例えば転用申請をした方でも、届出が無い限りは事業が完了しているかの顛末については確認しないということになるのでしょうか。

議　　長　一之谷係長。

一之谷係長　田邉委員のおっしゃる通りで、申請が無い限りはこちらの方から確認はしないものとなります。

議　　長　田邉委員、よろしいでしょうか。
今ほどの内容ですが、本来なら、申請者からの申請を待たずに転用事業が完了しているかを見て転用事実確認書が交付できればいいのですが、実際にはこの証明書は転用事業者から申請していただくしかない上に、これまで出た申請について事務局が全部確認して回るのは現実的ではありませんので、その点はご理解いただき、委員の皆さんの普段の活動でしっかり見ていただければと思います。
他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程５　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

９ページをご覧ください。今月は９件です。

125 番、穴地の田３筆、1,541 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 779 円です。こちらの農地を借り受けて耕作をされていた譲受人の方が引き続き農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

126 番、大崎、奥の畑３筆、646 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 77 円です。こちらは譲受人が新規就農のため申請地を買い受けたいということで申請があがったものです。

譲受人には農地がなく、新規就農ということになるのですが、野菜を作付けするための農地を探していたということで、自家消費用の野菜を作付けするという内容の営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると判断しております。

127 番、深沢の田１筆、2,722 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 606 円です。こちらの農地を借り受けて耕作をされていた譲受人が引き続き農地を耕作するために買い受けるというものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

128 番、八竜新田の田１筆、588 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 595 円です。申請地を借り受けて耕作をされていた譲受人が引き続き農地を耕作するために買い受

けるというものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

129 番、大沢の畑１筆、57 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,754 円です。申請地は譲受人の自宅に隣接した農地です。

譲受人の経営農地は少ないのですが、自家消費用野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると判断しております。

130 番、君沢の畑１筆、186 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 3,032 円です。申請地は譲受人の自宅に隣接しており、今まで借り受けて耕作されていたのですが、自己所有地としたいということでこの度申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると判断しております。

131 番、麓の田１筆、989 ㎡、５年間の賃借権の設定で、対価は全部で１俵です。申請地は譲受人の自己所有地と隣接している農地であり、規模拡大のために借り受けるものです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

132 番、上十日町、中、泉盛寺の田と畑９筆、7,626 ㎡、20 年間の使用貸借権の設定です。

133 番、水尾新田の田 15 筆、12,055.01 ㎡、20 年間の使用貸借権の設定です。

132 番、133 番案件については、農業者年金受給のため使用貸借権を後継者に再設定する内容の申請です。

後継者である譲受人の機械の所有状況や農業の経験、農作業への従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

第１号議案については以上です。

議　　長	ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 23 番水澤委員。
推23番水澤委員	今年から相対での利用権設定の貸借が無くなり、賃借料を現物で貰いたい場合には農地法３条での申請、ということになるのですが、利用権設定と比べて農地法３条にはどのようなデメリットがあるのかを教えていただきたい。
議　　長	一之谷係長。
一之谷係長	一番大きな違いなのですが、今まで利用されていた農用地利用集積計画では、契約期間が満了すると所有者に農地が戻るのですが、農地法３条の場合ですと、解約をしない限りは所有者の方には農地が戻らず、自動更新となりますので、契約をやめる場合、基本的には合意解約書の提出が必要です。
議　　長	水澤委員。
推23番水澤委員	途中解約はできるのでしょうか。
議　　長	一之谷係長。
一之谷係長	双方合意の下であれば解約は可能です。
議　　長	水澤委員、よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。 （質問、意見なし） 無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第１号議案農地法第３条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

日程６　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

13 ページをご覧ください。今月は２件です。

11 番、中子新田の畑１筆の内、305 ㎡、転用目的は、雪処理場及び雪囲い資材置場のためです。資料は９～11 ページです。申請の内容ですが、自宅の屋根が自然落雪で消雪のための雪処理場としたいというものです。また、庭木の雪囲いのため資材置場として利用したいというものです。申請地は、平成 22 年に屋根の落雪部分の雪処理のため、一部コンクリートを打設し既に宅地として利用してしまったとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を雪処理場及び雪囲い資材置場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

12 番、早川の田１筆、680 ㎡、転用目的は、籾殻一時置場のためです。資料は 12～14 ページです。申請の内容ですが、経営規模の拡大に伴い籾殻の一時置場が不足してきたため、田面配布・堆肥化のための一時置場を確保するため、籾殻一時置場として利用したいというものです。期間は令和７年９月１日から令和８年 12 月 31 日までであります。

通常、他人が所有している農地を農地以外の用途に使用するために、貸借または譲り受ける場合には農地法第５条の申請となりますが、今回の申請地は現在既に賃借で借り受けて

いる土地ですので、農地法第４条での申請となるものです。
この農地は、農用地区域内にある農用地ですが、農業用施設に一時転用で使用するものであり、施設の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。
第２号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。10 番西野徳光委員。

10 番西野委員　　11 番案件について、資料を見ると利用計画図の中にカーポートがありますが、なぜ一部転用となるのでしょうか。全部転用ではないのですか。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　11 番案件の利用計画図を見ると、申請地中央から右側にかけては 11 番案件についての申請なのですが、左にあるカーポートについては、別の法人が主体となった農地法５条の申請があがってきます。
この 11 番案件の申請の経緯については、まず、申請地にカーポートを作りたいという相談があったのですが、申請地について確認したところ、申請地中央部から右側にかけての状態が発覚したため、現状については４条申請、新設する計画のカーポートについては５条申請といった感じで申請していただいております。

10 番西野委員　　これは農業委員会でどうのこうのという話ではないのですが、１筆の土地の一部に第三者の権利が入ってくるということであれば、分筆をするべきかと思います。そうしないと、先ほども話題に挙がりましたが、転用の事実確認等が煩雑になってくるのではないかと思いました。許可について異論はないのですが。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　西野委員のおっしゃったとおり、事実確認や地目変更をす

る際には分筆が必要になってくるかと思います。申請者本人にも地目変更の際の話や、分筆についての話をしてありますので、必要に応じて手続きをしていただくようにしたいと思います。

議　　長　　他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地法第４条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案については原案のとおり承認されました。

日程７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程７　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第３号議案朗読）

15ページをご覧ください。今月は７件です。

24番、大崎の田１筆の内、12㎡、使用貸借権の設定で転用目的は消雪用井戸設置のためです。資料については15～17ページです。申請の内容ですが、譲受人は、現在の消雪用井戸が故障し、宅地内にスペースがないため、申請地に消雪用井戸を設置したいというものであります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地を消雪用井戸に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

25 番、六日町の田１筆、378 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 18～20 ページです。申請の内容ですが、譲受人は現在アパートに居住していますが、将来を見据えてこのたび一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、水管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね 500m以内に２つ以上の公共的施設がある、第３種農地となります。住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図等から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

26 番、中子新田の畑１筆の内、220 ㎡、使用貸借権の設定で転用目的はカーポート建設及び雪処理場のためです。資料については 21～23 ページです。申請の内容ですが、法人で使用しているフォークリフト及び営業車のためのカーポート建築をしたいというものであります。申請地は、所有者が平成 22 年に屋根の落雪部分の雪処理のために一部コンクリートを打設し、既に宅地として利用してしまったとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地をカーポート建設及び雪処理場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

27 番、石打の田と畑７筆、合計 1,210 ㎡、売買による所有権移転で転用目的はスキー場ゲレンデ用地のためです。資料については 24～26 ページです。申請の内容ですが、スキー場内を整備し安全なスキーコースを造成したいというものであります。

この農地については１種、３種農地以外で生産性の低い第２種農地でありますが、第２種農地をスキー場ゲレンデ用地に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

28 番、山崎新田の登記畑、現況田の４筆、合計 6,406 ㎡、

賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については、27～29ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和７年10月１日から令和９年６月30日までです。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

29番、芹田の田３筆、合計6,855㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、30～32ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和７年10月１日から令和９年６月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

30番、深沢の田２筆、合計6,887㎡、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については、33～35ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和７年10月１日から令和９年６月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

議　　長　　関係委員がいらっしゃいます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10番西野委員退席）

15ページ　27番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。15 ページ 27 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、27 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（９時 45 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（10 時 25 分再開）

日程８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議　　長　　日程８　協議第１号　農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（協議第１号朗読）

18 ページをご覧ください。。

最初に売買の案件です。今月は２件です。

１番、舞子の田２筆、5,967 ㎡、対価は 10 a あたり 67 万 353 円、公告日は令和７年 10 月 31 日です。

譲受人は認定農業者であり、半径 500m以内に１ha 以上の経営農地があるという条件を満たしております。

２番、吉里の田１筆、2,905 ㎡、対価は 10 a あたり 17 万 2,117 円です。対価が安くなっておりますが、申請地は山間部の条件不利地のため、この価格ということです。公告日は令和７年 10 月 31 日です。

譲受人は認定農業者であり、半径 500m以内に１ha 以上の経営農地があるという条件を満たしております。

19 ページは貸借の案件です。今月は７筆の農地について促進計画の作成がありました。いずれも地域計画内の貸借の案件です。

吉里の田７筆、4,613 ㎡、10 年間の賃借権の設定で、対価は総額 50,000 円です。

譲受人は認定農業者であり、貸借については問題ないものと考えております。

以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 23 番水澤委員。

推 23 番水澤委員　　18 ページの売買については、いわゆるあっせん売買ということになるのでしょうか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　あっせんなのかどうかというご質問でしたが、１番目の案件については特段あっせん売買ではありません。２番目の案件については、所有者からの申出により相手を探した結果買い手が決まったことによるあっせん売買です。

議　　長　　水澤委員。

推23番水澤委員　　あっせん売買だと色々な特典というか、優遇措置がありますよね。１番の案件についてはその要件を満たせずあっせん売買ではないのか、それとも単純にあっせんの申出がなかった売買なのでしょうか。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　１番の案件については、所有者からのあっせんの申出があったものではありません。売買のご相談をいただいたところ、購入者が農用地利用集積等促進計画での売買の要件を満たせるということが分かりましたので、農用地利用集積等促進計画での売買を進めさせていただいた次第です。

議　　長　　水澤委員。

推23番水澤委員　　余計なことですが、あっせんの場合はいろいろ優遇措置があるわけですから、そちらを案内しないのかなと。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　水澤委員がおっしゃっているのはあっせん成立による売買の場合の800万円の控除のことだと思いますが、農用地利用集積等促進計画での売買についても、あっせんの申出の有無にかかわらず800万円の控除の適用が可能ですので、問題ないかと思います。

議　　長　　水澤委員、よろしいでしょうか。

推23番水澤委員　よく分からないけれども、分かりました。

議　　長　他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号は原案のとおり承認されました。

日程９　その他

議　　長　日程９　その他ですが、皆様から何かございますでしょうか。13番篠田委員。

13番篠田委員　幹事会からの報告です。令和８年度の研修旅行ですが、６月の後半から７月の頭のあたりに実施したいと思います。行先については旅行会社からいくつか案を出していただいて、それを基に決めていきたいと思います。また、忘年会については、11月総会の後に実施いたします。

その他、食育出前授業は秋の涼しい時期だけでなく、猛暑の時期にもありますので、皆さんに熱中症対策をしていただいて、くれぐれも具合が悪くならないように気をつけていただきたいと思います。

議　　長　ただいまの幹事長の報告に質問、ご意見はございますか。推進委員23番水澤委員。

推23番水澤委員　互助会というのですかね。年間1,000円ずつ集めてやりくりしている会計があると思うのですが、会計報告については改選前の６月に決算報告があったきり２年近く報告等が無いのですよね。決算報告がされていないからどうということはないのですが、他部署では不祥事があったようですし、臨時で３～４回集めたこともありましたので、来年度の改選時ではなく、このあたりで一回会計の報告があってもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

議　　長　関井局長。

関井局長　水澤委員のご意見についてですが、市役所内においても、会計処理についてきちんとしていこうということもありましたので、決算報告について皆さんの方にまたお示しをしたいと思います。直近ですと、前回の７月総会の際に昨年度までの２年分の会計について幹事長に確認いただいておりますので、来月にこの報告についてお示ししたいと思います。

議　　長　水澤委員、よろしいでしょうか。
また、研修旅行につきましては、皆さんのそれぞれの積み立てのみを原資として行う旅行ですので、訪問先についての条件は問いません。「ここに行ってみたい」「あれに行ってみたい」というのがあれば、幹事長や事務局に申し出てください。
篠田委員、ありがとうございました。
他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長　机上に明日からの農地パトロールの日程表と事務局の割り振りが書いてある資料がございます。日程等をご確認いただきまして、ご参集ください。
また、暑い日が続いておりますので、水分等をご用意いただくなど熱中症対策をした上でパトロールに参加いただきたいと思います。

議　　長　他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日

の総会は終了させていただきます。

（10 時 40 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　７年　１０月　２７日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	山　﨑　　輝　代
会 議 録 署 名 委 員	高　　橋　　宏